

平成十九年六月五日受領
答弁第二四五号

内閣衆質一六六第二四五号

平成十九年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた書「山ざくら（若山牧水歌）」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた書「山ざくら（若山牧水歌）」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「山ざくら（若山牧水歌）」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「山ざくら（若山牧水歌）」は、昭和六十一年に寄贈を受けたものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「山ざくら（若山牧水歌）」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「山ざくら（若山牧水歌）」を廃棄した時点でのフランス国駐箚特命全権大使は飯村豊であり、同氏は現在も同職にある。

六について

外務省として、御指摘の「山ざくら（若山牧水歌）」の管理体制は適切であったと考える。